

第1条(総則)

- ・本会は、京都府アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会（略称：京都 AALA）と称する。
- ・事務局を京都府内に置く。

第2条(目的)

・独立・非同盟・平和・民主主義をめざす日本国民の活動を基礎に、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国民をはじめ、世界各地の人々と連帯し、反戦平和、核兵器の廃絶、公正な経済、環境保全などの実現をめざし、地球規模の視野で運動をすすめる。

第3条(活動)

- ・本会の目的を実現するため、以下の諸活動を行う。
 - 世界の平和・社会・労働運動を系統的につかむ諸活動。
 - 世界各地の諸国民との交流と連帯の活動。
 - 日本国憲法を守り、生かす活動。
 - 学術・文化活動。

第4条(会員)

- ・個人会員 本会の目的に賛同し、会費を納める個人。
- ・団体会員 本会の目的に賛同し、会費を納める団体。
- ・賛助会員 本会の活動に協力するために、財政的に賛助する個人および団体。
- ・入会 本会に入会を希望するものは、所定の用紙に記入し、入会金をそえて理事会に申し込む。入会金は、別に定める。
- ・退会 退会しようとするものは、その旨を理事会に届ける。
- ・会員が本会の目

的にいちじるしく違反して行動した場合は、理事会で審査のうえ、除名することができる。ただし、総会の事後承認をうる。

第5条(組織)

- ・支部 本会のもとに地域支部をおくことができる。
- ・グループ(班) 職場、学園、地域や、会員の要求・課題に基づいてグループ(班)をつくることができる。
- ・地域支部やグループ(班)を結成したときは、理事会の承認を必要とする。

第6条(役員)

- ・代表 若干名 総会で選出
- ・理事 若干名 総会で選出
- ・会計監査 2名 総会で選出
- ・理事長 1名 理事会で選出
- ・事務局長 1名 理事会で選出
- ・会計 1名 理事会で選出
- ・事務局員 若干名 理事会で委嘱

第7条(機関)

- ・総会 理事長が招集し、年一回定期に開く。個人会員、団体会員の代表各一名によって構成される。
- ・理事会 月一回定期に開く。
- ・事務局 理事会のもとに事務局を置く。

第8条(財政)

- ・本会の経費は、会費・寄付および活動収入でまかなう。
- ・会費は総会で定める。
- ・会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

第9条(付則)

- ・この規約は2005年5月22日から施行する。